

平成 28 年 2 月 24 日

糸田町との「地方創生に関する包括協定」締結について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、糸田町と連携し、同町の地方創生にかかる新たな戦略を策定・推進するため、このたび、同町と「地方創生に関する包括協定」を締結しました。

当行は、今後も地域金融機関として、地元の活性化のため、これまで当行が培ってきた知見やノウハウ、さらには、当行グループが有する金融サービス機能を発揮し、地方創生に取り組んでまいります。

記

1. 包括協定締結について

(1) 締結の目的

糸田町の総合戦略の策定・遂行を行うなかで、さまざまな分野で連携・協力関係を強化し、協働した取組みを積極的に行うことにより、同町の地方創生の実現に資することを目的とします。

(2) 包括協定の主な内容

- ① 地域の産業振興、中小企業等への支援に関すること
- ② 創業支援に関すること
- ③ 雇用促進、就業支援に関すること
- ④ 地域づくり、地域の活性化、定住化促進に関すること
- ⑤ その他地方創生の実現に向けた取組みに関すること

2. 住宅ローンの金利優遇について

(1) 対象商品

「NCB 建築名人」、「NCB ガン保障特約付住宅ローン」、「NCB 全国保証 住まいるいちばん」、「NCB 定期借地権付住宅ローン」、「NCB 住宅ローン キレイの住まい」

(2) 金利優遇

全期間適用金利を 0.1% 引下げします。

※ただし、エコ住宅に対する割引など、他の金利割引との重複はできませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 適用条件

購入対象物件が糸田町内にあることが条件となります。

(4) 取扱開始日

平成 28 年 3 月 1 日（火）住宅ローン対象商品お申込受付分より

以 上

本件に関するお問い合わせ先
地域振興部 藤・古川 TEL 092-476-2743
営業企画部 江熊・松下 TEL 092-476-2561